



東京ガスエリアプラン (主契約料金表)

令和7年1月15日実施

本 則

1 適 用

この料金表は、東京ガス株式会社（以下「当該一般ガス導管事業者」といいます。）が定める託送供給約款（平成28年12月26日認可。なお、当該一般ガス導管事業者が託送供給約款を変更した場合には、変更後の託送供給約款によります。）および、その他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の供給区域における一般の需要に適用いたします。

2 契約種別

この料金表の契約種別は、東京ガスエリアプラン（主契約料金表）といたします。

3 適用範囲

当社との協議が整った場合に適用いたします。

4 契約使用期間

契約使用期間は、次によります。

- (1) 契約使用期間は、4月1日から翌年の3月31日までといたします。
- (2) 契約使用期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからも契約変更等の申出がない場合は、この料金表による契約は、契約使用期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、新たな契約使用期間を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

5 料 金

料金は、以下方法で算定した割引前料金に、割引率1%を乗じて計算した割引額を、割引前料金から減じて算定します。

割引前料金は、(1)および(2)を適用して、1月ごとのガス小売供給約款（平成29年10月1日実施。以下「供給約款」といいます。なお、当社が供給約款を変更した場合には、変更後の供給約款によります。）15（ガス使用量の算定）に定める使用量にもとづき算定された基本料金と従量料金の合計といたします。なお、従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。ただし、従量料金は、供給約款別表Ⅰ（原料費調整）（以下「別表Ⅰ」といいます。）によって算定された平均原料価格が57,250円を下回る場合は、別表Ⅰによって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、別表Ⅰによって算定された平均原料価格が57,250円を上回る場合は、別表Ⅰによって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

(1) 適用区分

- 料金表A 使用量が、0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表B 使用量が、20立方メートルをこえ、80立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表C 使用量が、80立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が、200立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 使用量が、500立方メートルをこえ、800立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F 使用量が、800立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 割引前料金表 (消費税を含む)

イ 料金表A

(イ) 基本料金

1月および1契約につき	759 円 00 銭
-------------	------------

(ロ) 従量料金

1立方メートルにつき	145 円 31 銭
------------	------------

ロ 料金表B

(イ) 基本料金

1月および1契約につき	1,056 円 00 銭
-------------	--------------

(ロ) 従量料金

1立方メートルにつき	130 円 46 銭
------------	------------

ハ 料金表C

(イ) 基本料金

1月および1契約につき	1,232 円 00 銭
-------------	--------------

(ロ) 従量料金

1立方メートルにつき	128 円 26 銭
------------	------------

ニ 料金表D

(イ) 基本料金

1月および1契約につき	1,892 円 00 銭
-------------	--------------

(ロ) 従量料金

1立方メートルにつき	124 円 96 銭
------------	------------

ホ 料金表E

(イ) 基本料金

1月および1契約につき	6,292 円 00 銭
-------------	--------------

(ロ) 従量料金

1立方メートルにつき	116 円 16 銭
------------	------------

へ 料金表 F

(イ) 基本料金

1月および1契約につき	12,452 円 00 銭
-------------	---------------

(ロ) 従量料金

1立方メートルにつき	108 円 46 銭
------------	------------

6 日割計算

- (1) 供給約款17（日割計算）の適用を受ける場合の料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表 I によって算定された平均原料価格が57,250円を下回る場合は、別表 I によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、別表 I によって算定された平均原料価格が57,250円を上回る場合は、別表 I によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

なお、5（料金）の料金表 A，料金表 B，料金表 C，料金表 D，料金表 E，料金表 F の適用区分は、日割計算の算定期間における使用量によります。

イ 日割計算後基本料金

基本料金 × 日割計算対象日数 / 30

なお、基本料金は、5（料金）の基本料金といたします。

ロ 従量料金

従量料金は、5（料金）を適用し、料金の算定期間における使用量によって算定いたします。

- (2) 4（契約使用期間）(2)によりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、供給約款29（供給契約の消滅）(2)イにかかわらず、契約使用期間満了による供給契約の消滅は、料金の算定上、供給契約の消滅とみなしません。

7 供給ガスの熱量，圧力および燃焼性

当社の供給ガスにおける熱量，圧力および燃焼性は、次のとおりといたします。

なお、供給ガスは、燃焼性によって類別されており、当社供給ガスの類別は13Aであるため、13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱量 標準熱量……………45メガジュール

最低熱量……………44メガジュール

圧力 最高圧力……………2.5キロパスカル

最低圧力……………1.0キロパスカル

燃焼性 最高燃焼速度……………47

最低燃焼速度……………35

最高ウォッベ指数……………57.8

最低ウォッベ指数……………52.7

ガスグループ……………13A

燃焼性の類別（旧呼称）……………13A

8 帳票発行手数料

(1) お客さまは、次の場合には、原則として、各帳票の発行につき(2)に定める帳票発行手数料を支払うものといたします。

なお、お客さまは、帳票発行手数料を、当社が各帳票を発行した月の料金とあわせて支払うものといたします。

イ お客さまが、供給約款15（ガス使用量の算定）(2)について、書面によるお知らせを希望され、当社が認める場合

ロ お客さまが、料金を、当社が指定した様式で、当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われることを希望され、当社が認める場合

ハ お客さまが、供給約款19（料金その他の支払方法）(1)イまたはロによる料金の支払いが不能となったこと等により、料金を、当社が指定した様式で、当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合

(2) 帳票発行手数料（消費税を含む）は、次のとおりといたします。

1 料金の算定期間および1契約につき	110 円 00 銭
--------------------	------------

附 則

実施期日

この料金表は、令和7年1月15日から実施いたします。

別 表

原料費調整

(1) 供給約款別表 I（原料費調整）に定める α および β の値は、次のとおりといたします。

$$\alpha = 0.9479$$

$$\beta = 0.0546$$

(2) 供給約款別表 I（原料費調整）に定める基準原料価格は、次のとおりといたします。

基準原料価格	57,250円
--------	---------

(3) 供給約款別表 I（原料費調整）に定める基準単価は、次のとおりといたします。

1立方メートルにつき	8銭1厘（消費税等相当額を含みません）
------------	---------------------